

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修
実施要綱

2025年2月18日

日 本 医 師 会

1. 趣旨

2025年4月から「かかりつけ医機能報告制度」が施行されることを見据え、「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を新設し、特定機能病院及び歯科医療機関を除く全ての医療機関が「かかりつけ医機能報告制度」の報告対象となるよう、地域に根差して活動をされている医師の実績も十分考慮し、研修修了者に対して修了証を発行する。

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」は、医療機能情報提供制度における「かかりつけ医機能報告制度」の対象となるべく、日本医師会から厚生労働省に申出を行う。医療機関は修了証の取得者について報告することができる。

2. 背景

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が2023年5月に成立した。政省令等の内容については、厚生労働省「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」で議論のうえ、2024年7月末に「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた議論の整理」がとりまとめられ、2025年4月から「かかりつけ医機能報告制度」が施行されることとなった。対象は特定機能病院及び歯科医療機関を除く医療機関である。

「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」では、報告医療機関について、「研修修了者を要件とすべき」といった声もあったが、日本医師会が「研修修了者の有無を報告するようにすべき」と主張した結果、「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無」を報告すれば可となった。

なお、「改正医療法施行後5年を目途として、研修充実の状況等を踏まえ、かかりつけ医機能に関する研修の修了者がいること又は総合診療専門医がいることを報告することについて改めて検討する」とされている。

「かかりつけ医機能報告制度」の目的は、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域を面として支えることである。地域医療の実情を可視化し、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するためには、多くの医療機関が手を挙げ参画してもらうことが必要不可欠である。

3. 対象者

原則、地域に根差して活動し、臨床に従事する医師を対象とする。

日本医師会員であることが望ましいが、郡市区医師会までの会員も対象とし、

また非会員を排除するものでもない。

4. 運営組織

当面の間、生涯教育・専門医の仕組み運営委員会（別紙1）を活用する。

5. 医師会ならびに申告者等の責務

日本医師会、都道府県医師会および郡市区医師会ならびに申告者その他本研修にかかわる者は、公平性・公正性を毀損する行為を行ってはならない。

6. 研修内容

（1）座学研修（知識）

日本医師会生涯教育制度の申告状況に基づき、生涯教育制度における単位を、本研修における単位とする（別紙2）。

なお、本研修では生涯教育制度における単位のみを対象とし、カリキュラムコードは用いない。

（2）実地研修（経験）

①郡市区医師会または都道府県医師会長の承認

地域住民を守るため、それぞれの地域を面として支える活動を1つにつき5単位とする（別紙3）。

申請者の自己申告により、実施の有無を郡市区・都道府県医師会長に申請する。

②医師会や大学のシミュレーションラボの施設長の承認

医師会や大学のシミュレーションラボやトレーニングセンター等に参加した際、1施設につき5単位とする。

申請に当たっては、参加証（様式自由）を添付し、郡市区・都道府県医師会長または日本医師会長が承認する。

7. 修了証の発行

座学研修（知識）および実地研修（経験）をそれぞれ（必須）受講し、合計10単位以上取得した者は、かかりつけ医機能報告制度にかかる研修を修了したものととして、日本医師会会長の修了証（別紙4）を2025年4月より発行する。

8. 他の制度との違い

（1）日本医師会生涯教育制度との違い

日本医師会生涯教育制度は、臨床医のみならず、基礎医学を研究する等臨床を行っていない医師を含めた医師全体を対象としており、主に「座学」が中心である。

一方、かかりつけ医機能報告制度にかかる研修は、主に地域を面として支える臨床医を対象としたもので、「実地（経験）」が必須であり、それを重視している。

（２）日医かかりつけ医機能研修制度との違い

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修は、ほぼ全ての医療機関（約 11 万 3 千）の臨床医を対象とするものである。

一方、日医かかりつけ医機能研修制度は、地域で中心にかかりつけ医機能の役割を担えるようさらなる研鑽に励む医師である。このため、日医かかりつけ医機能研修制度の修了者は、かかりつけ医機能報告制度にかかる研修の修了要件を既に満たしている。

9. 運用上の疑義

運用において疑義が生じた場合等は、生涯教育・専門医の仕組み運営委員会（別紙 1）で検討を行い、対応する。

10. その他

- （１）本実施要綱は、2025 年 2 月 18 日から適用する。
- （２）本実施要綱は、適宜見直しの検討を行う。
- （３）修了証の発行については追って連絡する。

別紙 1 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会

別紙 2 座学研修（知識）における具体例

別紙 3 実地研修（経験）における具体例

別紙 4 かかりつけ医機能報告制度にかかる研修修了証

生涯教育・専門医の仕組み運営委員会

1. 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会（「日本医師会生涯教育制度」実施要綱より）

I. 日本医師会生涯教育制度

1. 運営組織

日本医師会生涯教育制度学習単位取得証および日医生涯教育認定証の交付に係る事項等、本制度の円滑な運営を図るため、また、専門医共通講習の審査・認定を行うため、日本医師会に生涯教育・専門医の仕組み運営委員会を設ける。

2. 委員

委員は日本医師会常勤役員から別途定める。

3. 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会審議内容

(1) 以下について、単位・カリキュラムコードの付与に係る事項

1) 学習単位取得証の交付

2) 日医生涯教育認定証の交付

(2) その他、生涯教育制度運営に係る事項

(3) 専門医共通講習の審査・認定

4. 依頼手続等

(1) 単位・カリキュラムコードの付与に係る事項については、都道府県医師会長から生涯教育・専門医の仕組み運営委員会委員長宛の依頼文書をもって審議する。依頼文書には依頼の理由を必ず付記する。

(2) 医師会が主催する専門医共通講習の審査・認定については、日本専門医機構が定める「共通講習申請の手引き」で本委員会が審査機関として定められている。

5. 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会センター

適切な推進のため、生涯教育・専門医の仕組み運営委員会にセンターを設ける。

構成員は別途定める。

6. 開催

- ・適宜

座学研修（知識）における具体例

日本医師会生涯教育制度において、以下のように単位を定めており、それに準じる。

1. 日本医師会雑誌を利用した解答（セルフアセスメント）

日本医師会雑誌を利用した解答は日本医師会会員のみが行うことができる。日本医師会雑誌に掲載された問題に対する解答は、日本医師会が証明・管理する。

日医雑誌1号につき、1単位を取得できる。年2回の日本医師会雑誌特別号を除き、日本医師会雑誌には毎号、問題を掲載する。

解答はインターネットまたははがきにより行う。インターネットまたははがきによる解答はいずれか1回限りとし、1号につき、アセスメントにより60%の正答率を得た者に1単位を付与する。正答率を満たさないものには単位を付与しない。

2. 日医eラーニング（セルフアセスメント）

日医eラーニングは日本医師会会員のみが受講できる。日医eラーニングについては、日本医師会が証明・管理する。

生涯教育 on-line で配信しているコンテンツを受講し、セルフアセスメントにおいて、80%の正答率を得た者は、1コンテンツにつき、1単位を取得できる。

正答率を満たさなかった場合は、再解答が可能である。

3. 講習会・講演会・ワークショップ等

講習会・講演会・ワークショップ等は、主催者が証明し、都道府県医師会・郡市区医師会が管理する。単位は1単位・1時間とする。

4. 医師国家試験問題作成

医師国家試験問題の作成は、都道府県医師会（郡市区医師会）が証明・管理する。

都道府県医師会（郡市区医師会）に提出されたものについて1題1単位とする。

5. 医学生の実習、医師臨床研修および専門研修制度における指導

医学生の実習、医師臨床研修・専門研修制度における指導の単位は、医学

部・医科大学、研修病院（例：学長、医学部長、病院長、診療科長、診療部長）、
郡市区医師会等が証明・管理する。

研修者1人を1日指導することにより1単位とする。

6. 体験学習

体験学習は、共同診療、病理解剖見学、手術見学等の病診・診診連携の中での
学習等、体験をとおして医学・医療を学習するものをいう。

体験学習は、施設長・所属長等が証明・管理する。

1時間1単位で上限は1回5単位までとする。

なお、賃金・報酬を得るものについては体験学習とはしない。

実地研修（経験）における具体例

申請者自身で以下に挙げたものを用意した上で、郡市区医師会または都道府県医師会に申請することが望ましい。

1. 地域の時間外・救急対応

(1) 平日夜間・休日輪番業務

・平日夜間・休日輪番業務に参加したことを証明できるもの。地域広報誌、休日・全夜間診療事業実施医療機関一覧など。

(2) 地域行事の救護班

・お祭りや運動会、花火大会など、地域で行うイベントにおいて救護班とした参加した写真など。

(3) 在宅当番医

・ホームページや地域広報誌等に掲載されている在宅当番医実施状況表など。

(4) 休日夜間急患センター

・休日夜間急患センターに出務したことを証明できるもの。地域広報誌など。

(5) 電話相談業務

・地域における医療電話相談年間予定表など。

2. 行政・医師会等の公益活動

(1) 行政等（国・都道府県・保健所・市区町村・自治会等）の委員

・行政等の委員委嘱状など。

(2) 医師会・専門医会の委員

・医師会・専門医会の委員委嘱状など。

(3) 警察業務への協力

・警察からの依頼状など。

(4) 防災会議への出席

・地域における防災会議に出席したことを証明できるもの。議事録など。

(5) 地域医療に関する会議への出席

・地域医療に関する会議に出席したことを証明できるもの。議事録な

ど。

- (6) レセプトの審査委員会への出席
 - ・レセプト審査委員会委員名簿など。
- (7) 地域ケア会議への出席
 - ・地域ケア会議委員名簿など。
- (8) 障害者認定審査会への出席
 - ・障害者認定審査会委員名簿など。
- (9) 介護保険認定審査会への出席
 - ・介護保険認定審査会委員名簿など。

3. 地域保健・公衆衛生活動

- (1) 母子保健（産科健診）
 - ・集団予防接種や母親・両親学級など母子保健に関わる活動への依頼状、地域広報誌など。
- (2) 乳幼児保健（1歳6か月児健診・3歳児健診）
 - ・健診依頼状、地域広報誌など。
- (3) 学校保健（学校健診、学校医活動）
 - ・学校医依頼状など。
- (4) 学校健康教育（性教育、がん教育、禁煙・薬物教育等）
 - ・開催案内プログラム、開催案内が掲載されているホームページの内容を印刷したもの、講義中の写真など。
- (5) 産業保健（地域産業保健センター活動、職場の健康相談、産業医活動）
 - ・地域産業保健センターへの参画を証明できる依頼状、企業との契約書、契約先企業が労働基準監督署に提出する産業医選任報告書など。
- (6) 事業主健診（特定健診・特定保健指導）
 - ・医療保険者から依頼されたことが分かる書類等の写しなど。
- (7) 高齢者保健（高齢者健診・認知症検診）
 - ・市区町村の発刊している広報誌やチラシなど。
- (8) 予防接種（定期・その他）
 - ・市区町村の発刊している広報誌やチラシなど。
- (9) がん・成人病検診
 - ・市区町村の発刊している広報誌やチラシなど。
- (10) 市民公開講座（健康講座・介護教室）
 - ・講座を担当したことが分かるポスターや依頼状、または、実施の様

子が分かる写真など。

(1 1) 精神保健

・精神保健指定医として緊急措置入院を行った実績など。

(1 2) 健康スポーツ医活動

・認定健康スポーツ医の認定証、スポーツクラブや競技大会等における救護所への派遣依頼状、または、活動の様子が分かる写真など。

4. 多職種連携

(1) 訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参画

・訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参加実績など。

(2) 介護保険関連文書の作成（主治医意見書等）

・主治医意見書の作成実績など。

(3) 多職種との会合（ケアカンファレンス等）

・ケアカンファレンス等の開催通知など。

(4) ACP の策定

・アドバンス・ケア・プランニングシート策定実績など。

5. その他

(1) 看護師・准看護師養成所に関する業務

・看護師・准看護師養成所での役員名簿や講演などの様子が分かる写真など。

(2) 医学部等における地域医療等についての講義・講演

・講義・講演内容の記載されたプログラムなど。

(3) 医師会共同利用施設への参画

・医師会共同利用施設での活動が分かる書類など。

(4) 高齢者の運転免許に関する診断書の作成

・高齢者の運転免許に関する診断書の作成実績など。

(5) 成年後見制度における診断書の作成

・成年後見制度における診断書の作成実績など。

(6) 死体検案

・警察からの依頼状など。

(7) 医療 DX（地域医療情報連携ネットワーク等への参画等）

・地域医療情報連携ネットワーク一覧など。

(8) 医療 GX（医療機関等における温室効果ガス削減等の取組等）

・地球温暖化対策自主行動計画策定書などの取組み実績など。

(9) 論文執筆等の学術活動

- ・執筆論文など。

(10) 高齢者・障害者施設への対応

- ・配置医師または協力医療機関として高齢者・障害者施設への協力など。

(11) 地域における症例研究 (J-DOME 等)

- ・地域における症例研究への参加を証明する書類など。

(別紙4)

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修

修了証

日 医 花 子 殿

あなたは日本医師会が定める「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を修了したことを証します

令和 ○年 ○月 ○日

日本医師会長 日 医 太 郎

